

令和6年能登半島地震災害義援金の受付期間延長について

日本赤十字社では、令和6年能登半島地震災害義援金の受付期間を令和7年12月26日まで延長することといたしました。

この度の延長は被災者の生活再建にはまだ時間を要し、継続した支援が必要となったことを踏まえたものです。

1. 名 称 令和6年能登半島地震災害義援金
2. 受付期間 令和6年1月5日（金）～令和7年12月26日（金）
3. 受付口座
 - 〔1〕 銀行振込
 - 〔1〕 秋田銀行本店 普通預金「516304」
名義「日本赤十字社秋田県支部長」
 - 〔2〕 北都銀行本店 普通預金「888228」
名義「日本赤十字社秋田県支部長」
 - 〔2〕 郵便振替
口座番号「00150-7-325411」
加入者名「日赤令和6年能登半島地震災害義援金」
4. その他
 - 〔1〕 上記〔1〕〔2〕とも窓口での取扱いの場合、送金手数料は無料です。
 - 〔2〕 秋田銀行並びに北都銀行各店には、救援金専用の振込み用紙が備えられています。
 - 〔3〕 通信欄に「令和6年能登半島地震災害救援金」と必ず明記してください。
 - 〔4〕 ネットバンキングでご寄付される方は、お名前の後ろに「6ノト」と必ず明記してください。
 - 〔5〕 受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記してください。
 - 〔6〕 この義援金は、被災県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分いたします。

◇お問合せ先

日本赤十字社秋田県支部 総務課 鎌田 英秀

住所 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-864-2731 FAX 018-864-6852

E-mail kamada@akita.jrc.or.jp

U R L <https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/>